

変動する危機の現代家族

森 岡 清 美

I 家族と変動

ミカエル・ゴードンの『危機の核家族』という本によると、従来のマクロ社会学的な家族への接近は、産業社会と核家族との適合関係を想定するあまり、家族内の諸個人が直面している緊張・不満・ストレスを看過しがちだが、まさにこの家族内の緊張こそが問題であって、緊張の現実的ならびに潜在的源泉を追及していくとき、核家族に代わる家族形態の探求へと道は連なり、コミュニン的な家族に導かれる。その意味で、現代の核家族は危機に立つという〔Gordon 1972: 1〕。本稿の標題中「危機の」といういく分衝撃的な表現は、ゴードンのひそみに倣ったものである。わが国では、核家族(夫婦制家族)の探求がすでに1世代の年月を経過したけれどもお過渡期的様相を示し、他方核家族にあきたらぬ人々の間で、これに代わる形態への模索が始まっているように思われる。わが国の核家族は制度的慣行的に確立したといえないのに、すでにそれからの離脱が見られるのである。というよりは、確立していないからこそ離反もまた速やかだというのが、おそらく正鵠を射た表現なのであろう。ともあれ、わが国現代の核家族は、未確立と離反と二重の意味において危機に立っている。そして「二重の意味」は「変動する」ところに由来することが明らかである。

そこで本稿もまず変動する家族あるいは家族の変動について、マクロ社会学的な考察を加えなければならない。つぎに、家族変動の諸側面のうち家族機能の変化に注目し、さらに機能のなかで老人扶養介護機能の動向をみ、最後に家族機能と社会保障の関連に言及しようと思う。かくして本稿が、9年前に渡辺益男氏と共同執筆した「家族と社会保障」〔社会保障研究所 1968: 350-369〕の展

開となれば幸いである。

家族を社会の側から、とりわけ社会の機能的要件の観点からとらえるとき、家族は生殖と子どもの養育、および労働力の再生産を担当する、人間の再生産エージェントとしてたち現われる〔青井 1973: 19〕。ひるがえって、家族を個人の側から、とくに個人の発達課題 (developmental tasks) の観点から把握するとき、家族は個人のために福祉を追求する、第1次的福祉追求エージェントの側面をあらわにする。人間再生産エージェントとしての家族は、生殖の前提である夫婦と、生殖の成果である子どもを含む。このような夫婦・親子の関係によってあるいはそれらを媒介として結合された個人が、家族においてそれぞれの発達課題の達成を志向するなかで、福祉を可能な限り保障される。子どもの養育、労働力の再生産、さらに人間性の回復(成人パーソナリティの安定化)といった人間再生産活動も、福祉追求活動の文脈において具体化されるのである。

子のない夫婦の例や、子棄て子殺し・親子心中の事件を見聞しても、家族が人間再生産のエージェントであることを疑う人は多くないと思う。他方、福祉追求エージェントの側面については、家の犠牲になった嫁・二三男・娘の例、子や夫を世に出すために一生を埋めた母・妻の例などから、これに異論を提出する人もあろうかと思う。しかしこれらの例は、家族が福祉の一定レベルを達成ないし維持するために、利用しうる資源のきびしい制約のなかでは、一部の家族員の福祉を後まわしにせねばならないことがあったことを示唆するものであり、むしろ追いつめられた形したがって歪んだ形で、家族が福祉追求エージェントであったことを裏書きするものである。しかも福祉後まわ

しを進んで甘受した場合が多く、犠牲を強いられたことが嫁の場合を除いて少ないと思われるにおいておやである。

さて、家族は福祉実現のために、その基礎となる資源を確保しなければならない。資源には財貨のほかに、ゴーヴら〔Gove 1973: 182-183〕によれば、技能、時間／エネルギー、社会的支持がある。そのことごとくを家族内部で生産することは、時間／エネルギーの原初的主体たる人間について、子どもの配偶者は家族外からしか得ることを許さないインセスト・タブーによって理論的にありえないことであり、配偶者以外の各種の資源も、その継続的な確保のために事実として自らの家族以外のエージェントと交換関係に入らなければならない。そして、交換関係および交換される資源を媒介として、家族に変化が導入されるのである。

家族はその成員資格を、出生・結婚・養子縁組によって親族身分を取得し、かつ第1次的福祉追求活動を共にする者に限っている。この限定に基礎づけられた家族の強い境界維持作用は、家族外に生じた変化がそのまま家族の内部に浸透することを拒む。変化は家族境界でさえぎられ、変化の直接的源泉である特定の外部エージェントに関与する家族員を媒体として、選択の上、家族の内部にとりこまれる。しかし、変化が導入されても必ずしも家族境界内に変化が均等にゆきわたるのではない。家族を山根常男〔1972: 274〕にしたがって主位境界とすれば、その内部において、個人、ダイアド(2人)、あるいはセット(3人以上)が下位境界をなし、下位の境界維持作用が働いているからである。家族境界内での変化の伝播は、変化によって純増する資源の価値、媒体になった家族員の地位、変化の源泉である外部エージェントの勢力と威信などに依存する。

以上のような論述は、つぎのような3つの前提に立っている。第1は、福祉追求のひとつの具体的作用としてパーソナリティの安定化を志向する家族、ガイガー〔Geiger 1960〕にしたがって言えば、成員を支え彼らが社会で受けた傷をいやす家族は、出生・結婚・死亡等人口動態的要因が変化する場合を除いて、自ら変化の動因となるにはな

じまない、ということである。第2は、したがって、上記の人口動態的要因およびその背後で働く加齢という一般的過程による変化以外の家族の変化は、外生的なものであること、第3は、家族は外部エージェントの変化を家族の内側に取り込む一定限度の能力をもっている、ということである。この能力は、家族が資源の継続的確保のために交換関係に入る外部エージェントの種類幅に、また交換関係の深さに依存する。したがって、家族周期の段階によって、変化導入能力の大きさは異なるといえよう。

家族と交換関係に入る外部エージェントには、親族・隣人などの家族的エージェントと、各種の団体に代表される非家族的エージェントがある。前近代社会では家族的エージェントの重みはきわめて大きく、社会は家族が縦にも横にも結合することによって構成された。家族が多く生活機能を直接果しただけでなく、交換によって獲得される生活機能(財・サービス)も、特定の家族が家業・家職として専門的に担当するものであった。それに対して、近代化は非家族的エージェントの活動領域を拡大した分化させた。そこで家族的エージェントは感情表出的な余暇活動を中心とする領域に後退し、手段的領域ではせいぜい非家族的エージェントの補完的役割に限定されるようになったのである。

他方、非家族的エージェントのうち、家族に変動を起こさせる主要なものは、経済・政治・教育・保健等手段的領域におけるエージェントである。これらのエージェントと家族との間の資源の交換関係については、早くベルとボーゲルの考察〔Bell and Vogel 1968: 9-20〕があり、筆者もこれに即応したスケッチを試みた〔森岡 1972: 207〕ので、ここで再説しない。上記のエージェントと家族をつなぐ成員を媒体とし、これらのエージェントと手段的にかかわる側面をとおして、変化が家族に導入されるのである。

さて、家族の変動はさまざまな局面について指摘することができる。まず、家族理念の変化、家族制度の変化があり、その戦後日本の具体的な形は直系家族(家)制から夫婦家族制の日本版への

変化と要約されるものであった。これを推進したのは教育領域のエージェントであるが、その背後で規制し方向づけたのは政治領域のエージェントとくに現行民法施行の機関であった。第2に家族構成の変化が挙げられよう。これは小家族化・核家族化の動向のなかに端的に現われており、家族理念の変化に加えて、経済および保健領域のエージェントの働きかけによるものである。第3に家族周期パターンの変化があるが、これも家族構成の変化と同じ要因に負うといえよう。第4に配偶者選択方式の変化を挙げることができる。これは家族理念の変化から派生したとみなしうべき節が多い。第5に家族内人間関係の変化がある。これは先行する変化のいわば系と考えうるものである。人間関係としては、夫婦関係、親子関係、その他の家族関係があり、いずれも「家」制度下の、構成が複雑で、子ども数も多く寿命が短かった家族とは、多かれ少なかれ異なる相貌を呈していることは、周知のとおりである。

以上の指摘から脱落したもうひとつの重要な変化は、家族機能の変化である。上に列記したような各局面の変化がある以上、家族機能に変化がないはずはないし、家族の変化についてまず注目されたのは、ほかならぬ機能の変化だったのである。

II 家族機能の変化

家族がその成員の福祉実現に必要な資源を、可能な限り包括的に自らの内側で生産しているとき、家族はきわめて多様な機能を果たすことになる。配偶者、社会的支持といった本来家族内部で自給できないものの調達のために、同類の家族的エージェントと交換関係をもつが、異類のそれらとの関係はミニマムであり、いわんや非家族的エージェントとの交換関係はほとんどないといってよいであろう。しかし社会の分化発展は生活機能の社会化を促し、ここに非家族的エージェントの発生、分化、展開は必至となる。そして家族と資源交換の端末を担う主要なものとして、機能別に専門化した非家族的エージェントが立ち現われ、かくて家族機能の変化は不可避となるのである。表現こ

そ違え、このことから自体は言い古され、中学校社会科レベルの常識とさえなっている。

では家族機能の変化とはどういうことか。福祉追求エージェントという筆者の把握は、家族の機能を成員の福祉を追求することに求めるものであるから、当然、福祉追求機能の変化ということになる。しかし、直ちにこの議論に入るよりは、よく知られた家族機能縮小論の検討から、迂回して問題に接近する方が説明しやすい。

家族機能の変化にもっとも早く注目して、機能縮小論を提出したのは、社会変動の理論的説明に深い関心をもっていたオグバーンである。彼の関心はおそらく、彼が20代から30代にかけて経験した、第一次世界大戦前から後へのアメリカ家族の大きな変化によって触発されたのであろう。彼は、家族が近代以前から保持しているのは、愛情の授受交換というパーソナリティ機能だけであって、経済・地位賦与・教育・保護・宗教・娯楽といった制度的機能は弱まるか失われて、企業・学校・国家など（非家族的エージェント）に吸収されたという。制度的機能の外部エージェントへの委譲は、オグバーンの社会変動論からすると、蒸気を動力とする機械の発明→近代工業の勃興→大量生産→専門化の発達、という連鎖的变化を受けて出現したものである〔Ogburn 1929, 1933, 1938〕。

オグバーン以後の論者は縮小したとされる近代以降の家族機能そのものに注目して、バージェスらは機能専門化を説き〔Burgess 1948〕、マッキーバー〔MacIver 1950: 263-267〕やパーソンズ〔Parsons 1956: 16-17〕は必須機能あるいは根基機能の顕在化を説くが、筆者は議論の原点に立ち戻って機能縮小論の再検討を志すものである。縮小というのは後続の説に比べて消極的な把握のようであるが、家族を外部エージェントとの関連において動的に把握した視点が貴重である。

さて、縮小して家族外のエージェントに委譲された機能には、他によって奪われ、家族が担うことを拒否されたもの、したがって遂行はもとより遂行についての責任も家族から去ったものと、他によって吸収されはしたが、家族が担うことを拒

否されていないのはもちろん、非専門的に補完すべき部分の遂行はもとより、費用負担の形で遂行の責任を負うものとがある。前者は、現代の家族社会学の文献では家族の機能に数えないもので、外敵（個人や集団）に対する武装による防衛とか、復讐がその例である。これらは家族から奪取されて、国家の掌中に収められている。後者は経済的生産、教育、保健とかの機能であって、法令によって主要な遂行者を非家族的エージェントとしているもの、事態適合的に家族の側から非家族的エージェントに遂行を委譲しているものが区別されよう。

機能縮小論が適用されるのは後者であるが、前者こそ文字通り縮小した部分であり、後者は遂行だけ移して責任は依然として家族の側に残されている。機能縮小論の難点は、前者と後者の区別、遂行の実際と遂行の責任の区別を明らかにしていないところにある。

機能縮小論のもうひとつの難点は、委譲すべき外部エージェントがない、あるいは外部エージェントはあるけれどもこれに委譲しない、といった場合が看過されていることである。例えば、先祖を祭る宗教機能が家族から失なわれてきたけれども、その分だけ各種の宗教エージェントが代行しているわけではない。経済や教育や保健にかかわる機能は、遂行のミニマムの水準を前提として、縮小と代替は大体において対応するのだが、宗教機能などの場合ミニマムの遂行水準を前提しがたいため、代替なしで縮小が生じうるし、また生じるのが一般的のようである。こういう場合、委譲しうる外部エージェントがあっても、委譲されないうまま縮小する、といった事態が起きる。

代替なしの縮小という点では同じだが、委譲すべき外部エージェントがないために代替がないまままで縮小することがある。この場合は、縮小する機能が家族員の福祉実現のために欠くことのできない必須の機能であるため、家族は機能障害をまぬかれえない。家族問題の源泉のひとつはここにある。共働きの母における託児エージェントの不備による子育ての問題、私的扶養も公的援助も乏しいための老後生活の問題など、いずれもこのよ

うな構造から生じてくる。

この辺で福祉追求機能ならびにその変化の問題に立ち入ってよいように思われる。まず、福祉追求機能と、上に例示的にふれた諸機能との関連はどうなっているのか。結論的にいえば、福祉追求とは家族の諸機能を、その方向づけに即して包括的にとらえたもので、家族の例示的に挙げうる諸機能を個別機能というなら、福祉追求の方は包括機能¹⁾と呼んでよいだろう。個別機能は包括機能によって方向を与えられ、包括機能の文脈に位置づけられることによって、家族の機能たりうるのである。

個別機能のうち、外部エージェントに遂行を代替されることによって「縮小」し、しかも遂行の責任は経費負担の形で家族に止まっているものにつ

1) 大橋薫氏は筆者の旧稿〔1967: 2〕を参照して、「森岡は、家族は自然的集団であるから、その機能をあれこれと限定的に挙げることはできない、という意味のことをいい、彼自身は第1次的な福祉追求の集団であるとしているが、これは一つの見方であるとしても、このような考え方が家族の実質的な研究をおくらせていることを知らねばならない」〔大橋1974: 67〕と批判するが、彼には拙論に対する誤解があるように思われるので、この機会に説明を加えておきたい。まず、筆者は家族は自然的集団であるといった覚えはない。参照された文献で筆者は、「家族はある特定の機能を果たするために合目的的に作られた集団ではない」と表現している。これを、「家族は自然的集団である」との主張と要約されたのでは、不十分であるばかりでなく不正確である。つぎに、家族の機能をあれこれと限定的に挙げることはできない、と書いたのはそのとおりだが、その含意は従来の機能列挙主義への批判であった。列挙の第1の問題点は、列挙された項目で全部尽くされているという錯覚を与えることである。むしろ、列挙は主なもの例示にすぎず、家族が置かれた資源調達にかかわる状況によって増えもし減りもすること、つまり機能の拡散性 (functional diffuseness) を強調した方がよいのではないか、というのが筆者の見解である。列挙の第2の問題点は、列挙された項目が互いにどのように関連しているかを問わないことである。この点は、さすがに大橋氏は諸機能を固有機能・基礎機能・派生機能の3次元に分類することによって、従来の考察を一步前進させている。しかし、筆者は個々の機能を分類してまとめるよりは、それらの根柢にあってそれらを家族の機能たらしめているものを問い、これを福祉追求に見出して、個別機能に対して包括機能と称したのである。このような考え方は家族機能分類論には熱意を示さないから、その限りではあるいは「家族の実質的な研究をおくらせている」のかもしれない。しかし、家族機能分類論は分類すればそれで行きどまりになってしまうので、それ以上実質的な研究を進める手助けにはならないように筆者には思われる。そこで大橋氏のご教示を仰ぎたいのは、家族機能分類論はいかにして実質的な家族研究を推進しうるか、また分類論の袋小路をその手前で回避しようとする筆者の包括機能論が、いかにして実質的な家族研究をおくらせることになるのか、という点である。

いては、その部分の福祉追求機能は単純に縮小したとはいえない。追求のしかたに変化が生じたのみであって、例えばイスラエルのキブツのように、子どもの養育や家事の遂行とあわせて責任までコミュニティが肩代りした場合しか、言葉の十全な意味において縮小といえないであろう。つぎに、代替して遂行されるべき個別機能が、代替なしで失なわれた場合、その部分の福祉追求機能は縮小したといえよう。このように考えるとき、機能縮小論からみた個別機能の推移は、包括機能としての福祉追求が、ある局面では追求のしかたを変え、ある局面では縮小しつつ、全体として維持されていることを示唆するものである。

福祉追求機能の、代替なしの縮小は、現代家族とりわけ核家族の脆弱性となって現われている。核家族の脆弱性は、近代的家族研究の祖ル・プレーが、ヨーロッパ諸国の家族を家父長家族・直系家族・不安定家族の3つに類型化したとき、夫婦中心の家族に不安定家族なる称を与えたなかに早くも認知されている〔LePlay 1875〕。しかしここでいう脆弱性とは、例えば直系家族に比較して不安定であるということのほか、核家族の衰弱機能に対応する外部エージェントが、核家族にとって十分依存にたえないところがあるための脆弱性でもある。こうした脆弱性を掘り下げることが、変動する危機の現代家族を考察する上で、きわめて重要な意義を担うことができる。そこで、核家族のアキレス腱ともいえるべき老人扶養に焦点を定めて、その変化を福祉追求機能縮小の観点から見直してみることとしよう。

III 老人扶養の変化

ここで老人扶養というのは、経済的扶養の狭い語義ではなく、扶養も福祉実現の文脈で把握されるべきであるからには、老人の発達課題に結びついた諸欲求を充足させる、という広い語義においてこれを論じようとするものである。では老人の主な欲求はどのようにとらえることができるか。——筆者はこれを、①経済生活の安定を志向する経済的安定欲求、②健康を保持したい、病気の時には介護を受けたいという保健欲求、③体力に

あう仕事をしたい、旅行や趣味のことをしたいという社会的活動欲求、④隔意のない話合いの機会がほしい、家族の人間関係のいたわりのなかで安定感をえたいという情緒的反応欲求、の4つにまとめてみた〔森岡 1971: 45-46〕。これらの欲求は老人だけに特有のものではなく、人間の基本的な欲求といってもよい。ただ、青少年や中年にとってこれらの欲求はふつう充足を約束されているのに対して、老人には必ずしも充足を約束されていない。その充足のためにしばしば深刻な問題が顕在化するという意味で、老年期の発達課題となるのであり、またそこに欲求充足を助けるものとして老人扶養が登場してくるのである。

老人の欲求充足を助ける家族的援助としては、①経済的安定欲求（に由来する依存）に対して経済的援助、②保健欲求（に由来する依存）に対して身体的介護、④情緒的反応欲求（に由来する依存）に対して情緒的援助がある。そして、③社会的活動欲求は依存とはなじまない自立的な分野に連なり、かつ経済および政治エージェントによる老年労働力需要や雇傭振興に規定されるところが大きいため、自営業の場合を除いて家族的援助は間接的なものしか考えがたい。

老人に対する家族的援助の態様は、当事者のパーソナリティ、人間関係、生活慣習を別とすれば、老親と子との居住形態によって規定されると考えてよいだろう。筆者は居住形態を同居・分居・散居に分ける。同居とは、実質的に（住民票上の形式ではなく）同一世帯をなし、したがって日常的接触が不可避なものである。分居はすぐ近くに別居するものであるから、日常的接触は可能であるが、不可避というわけではない。これに対して散居はもう一まわりあるいはそれ以上の遠方別居である。したがって日常的接触は可能ではない。

さて、老親に対する経済的援助はどの居住形態でも可能である。同居はもっともこの援助を遂行しやすいが、散居でも仕送りによって可能であることはいうまでもない。つぎに情緒的援助は、日常的接触の可能な同居・分居と違って、散居では手紙・電話で補うも十分には届きがたいであろう。第3に身体的介護は散居では望みがたく、分居で

ある程度可能となるが、とっさの場合の介護など同居には及ばないだろう。このようにみると、老人扶養は同居をもっとも便とし、散居では困難がもっとも大きく、分居はその中間に位置するといえる。そうだとすれば、老人と子との同居率が老人扶養の推移を知るための手がかりとなると考えてよい。

65歳以上の老人と子との同居率の推移を、厚生省や総理府の度重なる調査をつなぎあわせることによって観察すると、1960年代をとおして約80%であったが、70年代に入って70%台に低下したと考えられる。遡って50年代には、断片的資料によれば8割そこそこであったらしいから、20年あるいはそれ以上の長い期間、同居率は8割か8割そこそこのレベルを維持してきたのが、70年代に入って低下に向かったと推定されるのである。

上の推論では、同居率の低下はすなわち老人扶養機能の衰弱ということになる。それは通説でもある。しかし、さように断定する前にいくつかの点を検討しておかなければならない。まず、同居と老人扶養とは果して等号で結びうるのだろうか。そこで調査データを顧みると、扶養のうち生活費の負担については、総理府「老親扶養に関する調査」(1974)が同居と別居を比較している。それによれば、親と同居している子の81%が親の生活費を負担しているのに対して、親と別居している子の僅か16%しか親の生活費を負担(こずかい程度の負担を含む)していないのである。経済的扶養は同居でも別居でも可能であると想定したが、実態は同居でなければ親の生活費を負担することは、こずかい程度の仕送りを除いてまず無理と考えてよいことが判明する。つぎに、身体的介護なら分居の場合も可能だとしても、その周到さは同居の場合に及ばないだろう。こうみると、同居率の低下は老人扶養機能の低下とかなりの精度をもって結びつくといってさしつかえない。

老人の諸欲求充足のためには同居がもっとも便だとみたが、同居は身体的介護に好都合な反面プライバシーが損われやすく、また情緒的援助の

実をあげやすい一方、情緒的葛藤を起こしやすいのも同居である。欧米の先進国で同居率が2割から3割どまりの低さであるのは〔Shanas *et al.* 1968: 186〕, そのような家族慣習のせいであるが、この家族慣習を支えているのは老人側の旺盛な自立心、プライバシー尊重の念と、in-law complex とよばれる義理の親子間の潜在的な葛藤関係だといえよう。つまり、わが国では同居のメリット¹⁾ゆえに同居率が高く、欧米諸国では同居のデメリットゆえに同居率が低いのである。同居のメリットが評価されるということは、デメリットを随伴することの少ない経済的メリットがとくに注目されると共に、心理的身体的メリットに随伴するデメリットが軽視されることを意味する。他方、同居のデメリットが指摘されるのは、プライバシー侵犯とか情緒的葛藤とかのデメリットが強調される上に、経済的メリットが老人の自立力のゆえにさほど評価されないからであろう。そう考えるならば、老人に経済的な自立力と精神的な自立志向があるかぎり、低い同居率あるいは同居率の低下は必ずしも老人扶養機能の衰弱を示す指標にはならないといってよい。

では、わが国老人の自立力が高まってきたかどうか。1957年以来4度にわたる厚生省の調査によると、自分の収入で暮らせる65歳以上の老人は、57年21%、63年33%、68年39%と順調に伸びていくが、同居率が低下した70年代になると、73年にはかえって30%と自活能力のある老人の比率が低下している。したがって、経済的自立力が高まってきたふしはあるにせよ、高まったと断定することはできず、自活能力のある老人は3割そこそこということになる。

それなら、老人の自立志向は強まっているのかどうか。毎日新聞社が1950年以来一定間隔で行なってきた老後展望に関する調査は、50歳未満の有夫の女子に対するもので老人を対象とするものではないが、動向をつかむ参考になる。これによれば、老後子どもに頼るつもりなのが、1950年の55%から75年の26%まで一貫して低下し、他方、

1) すでに掲げた老人扶養からみたメリットのほかに、子の側からみたメリット、家の側からみたメリットがある。これらは経済的メリットにおいて著しい。

老後子どもに頼らないつもりなのが、同じ期間に21%から50%に高まっている。つまり、子に頼るつもりが優勢の事態から、子に頼らないつもりが優勢の事態へと変化したのである。逆転は1960年代早々に起こり、その後較差が缺状に開いていて、70年代に入ると頭うちになっている。50歳未満での自立志向が実際に老年期にも維持されるかどうか疑問の存するところであるが、前者における自立志向の高まりは、いく分弱められるにせよ後者に及ぶ、と考えるのが妥当であるとすれば、老人の自立志向は強まる傾向にあると考えてよいだろう。

老人の自活能力ははかばかしく高まらないのに、自立志向は高まっていく。そこに自立志向に即して別居するにせよ、また自活能力を補うために同居するにせよ、ともに新しい対応が要請されるゆえんがある。まず同居の場合、高まった自立志向はプライバシーを守ること、そして過度の接触に因って情緒的葛藤が起きるのを防ぐことに関心をもつ。それは端的には、専用部屋の確保となって現われるだろう。前掲の総理府調査(1974年)によれば、子と同居する60~74歳の老人のうち、専用部屋のないのは25%にすぎず、残り75%の専用部屋があるなかで5人に1人(15%)は台所つきの専用部屋をもつ。専用部屋がある老人の比率の時系列的な推移は不詳であるが、今日では子と同居する老人4人のうち3人まで専用部屋をもつことは、注目に値するように思われるのである。

専用部屋の有無だけについていえば、専用部屋のない場合は空間的分離度・プライバシー度はミニマム、台所つき専用部屋のある場合は分離度・プライバシー度は最大となる。全体では僅か15%にすぎないが、高まった自立志向にもっともよく対応しうると考えられる台所つき専用部屋の場合に注意してみよう。この比率は、生活程度が高いほど、住居の部屋数が多いほど、また無配偶老人よりも有配偶老人の方が、高い。このうち、生活程度が高いとか部屋数が多いとかの世帯における比率の高さは、台所つき専用部屋を備えることのできる経済的ないし空間的余裕の大きさ

を含意するものと解釈されるが、有配偶老人における比率の高さは、分離によるプライバシーの保持を志向しているとみられる。他方、無配偶老人におけるこの比率の低さには、プライバシーを犠牲にしても空間的統合による情緒的つながりを求める欲求、したがって比較的低い自立志向が反映しているといえよう。自立志向が低いのに分離度を高めることも、また自立志向が高いのに分離度を高めえないのも、ともに不快感あるいは不満感を老人にもたらす。

つぎに、別居の場合を考えてみよう。今日わが国の老人で子と別居する者は、経済的自立力と精神的自立志向に支えられているのか。被保護世帯のなかで厚生省のいう高齢者世帯が占める割合は、わが国の世帯総数のなかで高齢者世帯が占める割合の約10倍に上ることに徴しても、経済的自立に問題があることは明らかである。別居老人には、経済的自立力があるゆえに別居している者と、自立力がないのかかわらず別居する者があるのである。では、精神的自立志向はどうか。1974年総理府調査における「子と別居している理由」によれば、自立志向と解しうる「気楽に暮らしたい」ことを理由とする者は、僅かに14%にすぎず、残りは大体においてやむをえず別居する者とみなさざるをえない。すなわち、子どもの職場が遠く離れている42%、住宅が狭い9%、子どもは娘ばかりでみな結婚している14%、子どもが別居を希望する12%などとなり、今日の労働力移動・住宅供給の状況や、「家」制度的意識の崩壊によって、心ならずも別居に追い込まれた老人が圧倒的に多いのである。もちろん別居理由は単一ではなく、表明された理由で単純にわり切れることは禁物である。また、事態適合的に(諦めの心理から)自立志向が老人の側に培われてきたことも否定できない。しかし、ロンドンのベスナル・グリーン(Beatrice Townsend 1963: 37)のように、独立を希望してひとり暮らしを選択した別居老人は、わが国では少いとみてよいだろう。

経済的自立力がある老人には、やむをえぬ別居が不快感を生むとはかぎらない。しかし自立力がない場合には、わが国では自立志向も低いと考え

られ、にもかかわらず別居のほかないとすれば、老人は不幸感を免れえないだろう。そしてこの場合、家族の老人扶養機能の衰弱が問題としてクローズアップされ、外部エージェントによる機能代替が効果的に遂行されているかどうかが問われる。

上の指摘に関連してまず点検しておくべき事項は、別居老人に対する親族的援助の問題である。さきに掲げた居住の3形態のうち、同居には家族的援助、分居には親族的援助¹⁾が結びつきうる。散居では親族的援助も行き届きがないが、分居でも親族的援助さえあれば老人扶養は実現しうるのである。ベスナル・グリーン²⁾の老人には、単独世帯 25%、夫婦だけの世帯 29% と別居老人が多いが、同じ住居か近所に住んで、規則的にかつ頻繁に会う近親が老人全体の平均で1人当たり10人もあり、その上に彼らから現金や現物や手伝いの形で援助を受けている。だからこそ、老人たちは子と同居するよりも、子どもが近くに住むことができる限り別居（分居）を選ぶのである。タウンゼントは、老人をとりまいて分居する親族の緊密な互助関係網を拡大家族（extended family）とよんだ〔Townsend 1963〕。欧米に見られる拡大家族による老人扶養を分居型とよぶなら、わが国において卓越しているのは同居型といってよい。分居型では同居家族の老人扶養機能が衰弱している代わりに、拡大家族がその部分を担当しているといえる。わが国でも、別居老人とくに自立力も自立志向も低い別居老人が、拡大家族による親族的援助を受けうるなら、分居型の老人扶養が成立しているといってよいだろう。

では実態はどうか。やはり 1974 年総理府調査によって、別居老人と一番近くに住んでいる子との距離をみよう。同一敷地内別棟居住 11%、1 時間以内の近いところ 49%、それ以上の遠いところ 39% となる。また、これに同居子を合算すれば、同居 75%、1 時間以内分居（同一敷地内を含む）15%、1 時間以上の散居 10% となる。欧米先進

国では子との同居率こそ低いが、1 時間以内分居はデンマーク 70%、イギリス 55%、アメリカ 65% と高く、そのなかでも分居の語に合う 10 分以内のものは、それぞれ 33%、27%、39% と高いのが注目される〔Shanas *et al.* 1968: 160〕。欧米では同居率の低さが分居率の高さでカバーされているのである。

しかし、距離よりも重要なのは接触頻度である。一番頻繁に会う子との接触でおさえると、1974 年の総理府調査では、ほとんど毎日 24%、週に 1 回以上 22%、月に 1～2 回 27%、年に 1 回以上 17%、ほとんど会わない 4%、会う回数は少ないが手紙や電話などで交流がある 7%、となる。週に 1 回以上（「ほとんど毎日」を含む）という往來の頻繁なものの比率は、町村よりも市、市のなかでは大都市においてより高く、大都市での比率は、ロンドン・サンフランシスコ・デトロイトなどでの調査結果とあまり異ならない。これまで、わが国における別居子と老親との接触頻度は欧米の国々に比べて格段に低いといわれたが、この最近の調査結果が示す限りではそうでないといえる。だが、欧米で老親と接触頻度の高い別居子は多くの場合娘であり、母親—娘たちの結合が拡大家族の骨格を形成するとみてよいが、わが国では接触頻度の高いのは息子それも長男の家族であって、援助は子どもたちよりは特定の子どもの家族から提供されるといえる。これは、直系家族制の伝統からも推測される。

以上のように考えてくると、同居率の低下は必ずしも家族の老人扶養機能衰弱の指標とはなしえない複雑な過程を含むことが知られよう。確かに扶養機能の遂行様式には変化があり、老人の自立性を尊重するような同居扶養、分居による親族扶養などその主な様相といえる。他面、散居老人とくに自立力がないのに散居を余儀なくされている老人の場合、また、自立力を欠くのに親族扶養の乏しい分居老人の場合も、老人扶養の機能は放棄されたに近い。いわゆる棄老である。労働力移動、若い世代の「マイホーム主義」、物価の高騰は、こうした棄老の事例をふやしていくのではないか。

1) 親族的援助も広義の家族的援助に含まれる。なぜなら、親族的援助の当事者は問題の時点では同居していないが、一方ないし双方の幼少時には同居家族の経験を共有した者が大部分を占めるからである。

IV 家族機能と社会保障

老人扶養の変化に関連して、老人側の扶養に関する欲求が増大分化したことに言及しなければならない。かつて経済的扶養で手一杯であった時代には、他の諸欲求は潜在する傾向にあったが、今日では経済的扶養以上のものに対する欲求が分化し増大している。また、寿命の伸びにより、家族は従前よりも遙かに長い年数を老人扶養のために割かねばならなくなっている。さらに、就業と住宅の事情のため親と別居を余儀なくされ、老親扶養のためにより多くのコストがかかるようになっている。要するに、老人扶養に関する負担が増大しているのである。しかるに子の側の扶養能力に変りがないとすれば、相対的に老親扶養機能は低下したことになるざるをえない。今日問題となっている機能低下は、子どもが親を顧みなくなったためというよりは、扶養負担の増大から生じているのではないだろうか。もし単純に子による棄老から生じたことならば、家族道德の復興がひとつの方策として必要でありまた適切である。しかし主として扶養負担の増大から生じているのであれば、単に家族道德の復興を叫ぶことは、老人福祉に対する公的責任を私的扶養に転嫁しようとする企てといわざるをえない。

このようにいうことは、老人福祉をなるべく公的保障の射程に包摂することを可とするものではない。筆者は、タウンゼントが老人福祉を論じたさいの、社会的サービスは家族にとって代ることはできないだろうし、また代るべきでもないという前提、および、老人が自分の家で自分の親族によって世話されるのをできるだけ容易にし、不必要に国家に保護されることを防ぐという原則〔Townsend 1963: 219, 225〕に賛成するものである。この立場からすれば、老人扶養に関する増大した負担に家族が堪えてこれを果たしうるように、公的扶助が前進しなければならない。情緒的援助への欲求の高まりは現代を特徴づけるものと考えられるが、この欲求を満たすためには、家族が老人に対する経済的援助や身体介護によって心理的・経済的に窮迫しないことが必要である。こ

うした齊一化しうるサービスの面では公的な介入が有効であり、経済的援助や身体的介護でも齊一化しえないサービスこそ家族が担当すべき私的扶養の領域であるといえる。公的介入による私的扶養の負担軽減は、子どもに老親扶養を免責するものではなく、本来私的扶養に依らねばならぬ領域の遂行を容易にしかつ充実させるはずである。

現代家族における老親扶養機能の変化は、この機能遂行に関連して公的な介入を必要とし、したがって家族の政治エージェントへの依存は強まる。児童の養育機能については本稿でふれるところがなかったが、負担の増大は保育施設などの面でより大きな公的介入を求めている。しかし現実には、公的介入がこうした要請に十分応じておらず、社会的要請と公的対応のギャップからさまざまな問題が噴出してくる。家族機能のいわゆる縮小ないし低下は、現象的には家族問題であるが、本質的には家族政策とのかかわりで出現する問題であって、危機の現代家族が脆弱性を乗り越えて安定するためには、生存権の原理に立脚した家族政策〔渡辺 1975: 200-204〕が展開されなければならないのである。(1976. 3. 19)

参考文献

- 青井和夫, 1973「しつけ研究への社会学的アプローチ」
小山隆(編)『現代家族の親子関係』培風館, 17-47.
Bell, N. W. and E. F. Vogel, 1968, *A Modern Introduction to the Family*. Free Press. (Rev. ed.)
Burgess, E. W., 1948, "The family in a changing society," *American Journal of Sociology* 53(6): 417-422.
Gordon, M., 1972, *The Nuclear Family in Crisis: The Search for an Alternative*. Harper & Row.
Gove, W. R., J. W. Grimm, S. C. Motz and J. D. Thompson, 1973, "The family life cycle: Internal dynamics and consequences," *Sociology and Social Research* 57(2): 182-195.
LePlay, P. G. F., 1875, *L'organisation de la famille*.
Mac Iver, R. M. and H. Page, 1950, *Society: An Introductory Analysis*, Macmillan.
森岡清美(編), 1967『家族社会学』有斐閣。
森岡清美, 1971「地方小都市高齢者世帯の居住形態別分析——世帯——」『季刊社会保障研究』7(4): 33-48。
森岡清美, 1972『家族社会学(社会学講座3)』東京大学出版会。
Ogburn, W. F., 1929, "The changing family," *Publications of American Sociological Society* 23: 124-

133.

Ogburn, W. F. 1938, "The changing family," *The Family* 19: 139-143.

Ogburn, W. F. and C. Tibbitts, 1933, "The family and its functions," President's Research Committee on Social Trends (eds.), *Recent Social Trends in the United States*, McGraw-Hill, 661-708.

大橋薫, 1974「現代家族の病理学」『社会学評論』98: 62-78.

Parsons, T. and R. F. Bales, 1956, *Family, Socialization and Interaction Process*. Routledge & Kegan

Paul.

社会保障研究所(編), 1968『戦後の社会保障』(本論)至誠堂.

Shanas, E., et al., 1968, *Old People in Three Industrial Societies*. Routledge & Kegan Paul.

Townsend, P., 1963, *The Family Life of Old People*. Pelican Books.

渡辺洋三, 1975「現代家族法理論」福島正夫(編)『家族—政策と法—1 総論』東京大学出版会, 187-215.

山根常男, 1972『家族の論理』垣内出版.